



第Ⅲ部

事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」「現在の教育・保育の利用状況」「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所・認定こども園等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ基本的には「市全域」を教育・保育提供区域とします。但し、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、基本は「小学校区」とします。

◆地域子ども・子育て支援事業別区域設定◆

事業の区分	設定案	区域設定の考え方
利用者支援事業	市全域	相談支援・情報提供という事業の特性を踏まえ、市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
延長保育事業	市全域	
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、事業の基本となっている「小学校区」とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

2. 教育・保育の提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

小学校就学前の施設としては、幼稚園と保育所、認定こども園が多く利用されています。上述以外にも、子ども・子育て新制度には、20人未満の少人数の子どもを対象とする「地域型保育事業（市が認可したうえで財政支援します。）」があり、このほか、事業者が市の認可を受けず、事業所内で行う「認可外保育施設」や「企業主導型保育」などがあります（下記参照）。

＜地域型保育の種類＞ ※以下の4つの保育事業は市の認可が必要です。

- 小規模保育（利用定員6～19人）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育（保育を必要とする子どもの居宅において保育を提供）
- 事業所内保育（従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもに保育の提供）

＜認可外保育について＞ ※市の認可は不要ですが、県への届出は必要です。

- ◎事業所内託児所（保育を必要とする従業員の枠のみ）
- ◎企業主導型保育（従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能。「公益財団法人 児童育成協会」から助成措置があります。）

計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」をニーズ調査の本市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

設定した「量の見込み」に対応するよう、「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設、地域型保育事業等		算出対象 児童年齢
1号認定	●認定こども園及び幼稚園 ・2号認定以外の子ども	3～5歳
2号認定	●認定こども園及び保育所 ・保護者の労働、疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	
3号認定	●認定こども園、保育所及び地域型保育事業 ・保護者の労働、疾病等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	0～2歳

②量の見込みと確保の方策

令和2年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		80人	668人	375人	44人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	87人	706人	380人	44人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠※3	—	—	—	—
	合計②	87人	706人	380人	44人
②-①=		7人	38人	5人	0人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和3年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		83人	684人	371人	41人
確保方策 (提供量)	特定教育・保育施設※1	97人	696人	380人	44人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠※3	—	—	—	—
	合計②	97人	696人	380人	44人
②-①=		14人	12人	9人	3人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和4年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		75人	678人	381人	30人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	97人	696人	381人	43人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠※3	—	—	—	—
	合計②	97人	696人	381人	43人
②-①=		22人	18人	0人	13人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和5年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		73人	654人	370人	36人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	97人	696人	381人	43人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠※3	—	—	—	—
	合計②	97人	696人	381人	43人
②-①=		24人	42人	11人	7人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

令和6年度

市全域		1号認定	2号認定	3号認定	
		3歳以上 教育希望	3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
量の見込み①		65人	654人	376人	33人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	97人	696人	381人	43人
	特定地域型保育事業※2	—	—	—	—
	企業主導型保育施設の地域枠※3	—	—	—	—
	合計②	97人	696人	381人	43人
②-①=		32人	42人	5人	10人

※1 幼稚園，保育所，認定こども園

※2 小規模保育，家庭的保育，居宅訪問型保育，事業所内保育施設

※3 事業所内にて従業員のほか、地域の保育を必要とする子どもにも保育提供可能

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず柔軟に子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能をもつ施設です。現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進を図ります。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。その他、施設の状態（老朽化・耐震性）や地形・地域性及びスムーズな就学移行を基本としながら、保護者の就労を支援するため、子どもの送迎や保護者の通勤にも配慮し、適正に配置します。

(3) 教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員（保育士や幼稚園教諭・保育教諭）が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

年長児の段階で、子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、一人ひとりの様子を小学校に伝え、教員が子どもの特性を適切に把握した上で引き継ぎ、就学後の教育に活かすことができるシステムの構築を図ります。

今後も引き続き、市内幼保小連絡協議会を開催し、幼保小連携教育の強化・充実に努めていきます。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休暇、育児休業明けに希望に応じて円滑に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用できるよう、産前・産後休暇、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を踏まえて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に幼稚園、保育所、認定こども園等の整備を行っていきます。

特に、出産後、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時においては、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する保護者については、円滑に利用できるよう環境整備を行ったところであり、今後も実施してまいります。

3. 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

地域子ども子育て支援事業	対象年齢	担当部署
①利用者支援事業 (1)特定型 (2)母子保健型	0歳～小学6年生 0歳～5歳	(1)福祉課、子育て支援センター (2)保険健康課
②地域子育て支援拠点事業	0～2歳	福祉課、 子育て支援センター
③妊婦健康診査	妊婦	保険健康課
④乳児家庭全戸訪問事業	0歳児	保険健康課
⑤養育支援訪問事業	0～18歳	福祉課、 子育て支援センター
⑥子育て短期支援事業	0～18歳	福祉課
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	0歳～小学6年生	福祉課、 子育て支援センター
⑧一時預かり事業 (1)幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2)保育所における一時預かり	(1) 1～5歳 (2) 0～5歳	福祉課
⑨延長保育事業	0～5歳	福祉課
⑩病児・病後児保育事業	0歳～小学6年生	福祉課
⑪放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	小学1～6年生	福祉課
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	0～5歳	-----
⑬様々な主体が本制度に参入することを促進するための事業		-----

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、本市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに「確保方策」（地域子ども・子育て支援事業の提供量等）を設定します。

①－(1)利用者支援事業・特定型（子育て支援センター）

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等をするとともに、関係機関との連絡調整等を図る事業です。



量の見込みと確保方策

単位：（設置）か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策（提供量）	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市全域を対象として鹿島市子育て支援センターに利用者支援専門員を配置します。
- 主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施します。

①－(2)利用者支援事業・母子保健型（子育て総合相談センター）

事業概要

子育てに関する総合的な相談窓口として、妊娠・出産・育児に関する各種相談を行うとともに、必要に応じて「支援プランの策定」や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連携・連絡調整を行うコーディネートの役割を担います。また、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、切れ目のない支援を行います。

量の見込みと確保方策

単位：（設置）か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保方策（提供量）	1	1	1	1	1
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市全域を対象として本市保健センター内に専門職を配置し、量の見込みを確保します。
- 妊娠届出等の機会に得られた情報を基に必要に応じて、継続的に支援を行います。
- 要支援者の会議等を通して連携強化を図ります。

②地域子育て支援拠点事業

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流の場を行う場所として開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②確保方策（提供量）	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○確保の内容については、1日あたりの平均利用人数を約70人と想定して設定しており、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

○引き続き各種イベント等を通じて、事業実施の周知に努めます。

○親子の遊び場や交流の場、相談の場として子育てにかかる不安や悩みに寄り添い、子育て情報提供、子育ての知識を身につけるための育児講座など保護者のニーズにあった内容の事業を実施します。

③妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「計測」「保健指導」を実施するとともに、定期的に必要に応じた医学的検査を実施します。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ受診者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	400	400	400	400	400
②確保方策（提供量）	400	400	400	400	400
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○今後も現状の受診しやすい体制を継続し、供給確保します。

○広報や市ホームページなどを通して事業の周知に努めます。

○本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ訪問者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	250	250	250	250	250
②確保方策（提供量）	250	250	250	250	250
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 今後も現状の受診しやすい体制を継続し、量の見込みは確保できる見込みです。
- 広報や市ホームページなどを通して事業の周知に努めます。
- 本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

⑤養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ訪問者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	24	24	24	24	24
②確保方策（提供量）	24	24	24	24	24
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みは確保できる見込みです。
- 家庭的状況に応じて計画的かつ継続的に支援をしていきます。
- 本事業で要支援者として確認することがあれば、子育て総合相談センターへ繋がります。

◎子育て短期支援事業

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20	20	20	20	20
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライト	15	15	15	15	15
②確保方策（提供量）	20	20	20	20	20
ショートステイ	5	5	5	5	5
トワイライト	15	15	15	15	15
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 市外に受入体制（1ヶ所）があります。現状を維持することにより、供給確保を継続します。
- 保護者の育児疲れや育児不安など、孤立した育児によって虐待事案に繋がらないよう、本事業の周知ならびに実施施設と更なる連携を図り、提供体制を確保します。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものとの相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策（提供量）	40	40	40	40	40
②-①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 依頼・援助会員の確保ならびに養成講座のため、事業の広報・周知拡大に努めます。
- 支援を必要としている人が円滑に利用できるよう、事業の周知を進め、利用しやすい方策を検討します。

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

事業概要

幼稚園在園児を対象とし、通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、一時的・常態的に保育ができない保護者（共働きや専業主婦（主夫）も含む）に代わって希望者を教育（保育）する事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	4,548	4,468	4,310	4,393	4,385
②確保方策（提供量）	4,548	4,468	4,310	4,393	4,385
②-①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

- 在園児対象の事業のため、現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 利用者のニーズを的確に把握し、預かり保育体制の充実を図ります。

⑧-2 一時預かり事業（保育所での一時預かり）

事業概要

保護者が病気や短期労働、社会文化活動への参加、また育児に伴う心理的・肉体的負担の解消など、一時的に保育が困難になった場合に保護者に代わって子どもを8時～17時まで保育所等で保育する事業です。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,175	1,165	1,142	1,140	1,127
②確保方策（提供量）	1,175	1,165	1,142	1,140	1,127
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○確保の内容は、市内認可保育所（14か所）、認定こども園（1か所）において、それぞれの受入れをしており、現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。



⑨延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育認定を受けた子どもを認定こども園や認可保育所等の通常開所時間11時間を越えて保育を行います。

量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	8,820	8,707	8,518	8,510	8,443
②確保方策（提供量）	8,820	8,707	8,518	8,510	8,443
②-①=	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○在園児対象の事業のため、現在の提供体制の範囲内で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。

○認可施設で適切な職員配置に努め、実施体制を確保します。

⑩病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを医療機関等の専用施設で一時的に預かり看護及び保育を行います。



量の見込みと確保方策

単位：人（年間延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40	40	40	40	40
②確保方策（提供量）	40	40	40	40	40
②－①＝	0	0	0	0	0

提供体制と確保方策について

○現在、他市町において受入体制（事前登録制）があります。今後も一定程度の需要量の見込みがあることから、引き続き受入体制の確保を図ります。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭でみることができない小学生を預かり遊びや生活支援を通して児童の安全確保や健全育成を図る事を目的とした事業です。

市内の各小学校で事業を実施します。



量の見込みと確保方策

鹿島小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	89	88	92	87	86
②確保方策（提供量）	105	105	105	105	105
②－①＝	16	17	13	18	19

明倫小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	135	130	127	119	120
②確保方策（提供量）	135	145	145	145	145
②－①＝	0	15	18	26	25

北鹿島小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	52	57	60	70	64
②確保方策（提供量）	70	70	70	70	70
②－①＝	18	13	10	0	6

能古見小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	39	39	39	35	39
②確保方策（提供量）	39	39	39	39	39
②－①＝	0	0	0	4	0

浜小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	49	41	46	46	46
②確保方策（提供量）	60	60	60	60	60
②－①＝	11	19	14	14	14

古枝小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	70	70	65	61	57
②確保方策（提供量）	70	70	70	70	70
②－①＝	0	0	5	9	13

七浦小学校区

単位：人

全学年受入対象	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	21	18	13	17	15
②確保方策（提供量）	39	39	39	39	39
②－①＝	18	21	26	22	24

七浦小学校(音成分校区)

単位：人

※	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	9	8	7	7	7
②確保方策（提供量）	15	15	15	15	15
②－①＝	6	7	8	8	8

※音成分校では1～2年生の受入を行っています。

提供体制と確保方策について

- 確保の内容は、クラブごとに、施設の面積要件や1クラス当たりの人数（40人以内）により設定しています。
- 低学年児童は、現在の提供体制で、計画期間中の量の見込みを確保できる見込みです。
- 放課後児童クラブの対象児童は、小学1年生～6年生までとなります。ただし、高学年児童の利用については、当面、3年生までの児童を優先的に受け入れることとし、4～6年生の児童については、実施場所の確保や利用状況をみながら、受け入れを拡大していくことを想定しています。
- 支援員に対して、児童健全育成に必要な知識や技術に関する研修、支援員相互の連絡調整を行い定期的な会議を実施しながら、資質の向上を図ります。
- 教育委員会と連携し、子どもの安全・安心な居場所として小学校の余裕教室等を利用した「一体的」な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施を進めます。令和6年度までに市内に1箇所程度を整備することを目指します。



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

提供体制と確保方策について

幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の免除など、当面、現行制度での個別対応を行います。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

提供体制と確保方策について

当面の実施予定はありませんが、地域の実情や需給の状態を十分に把握した上で必要に応じて検討を行います。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の質の向上

以下に、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な方向を示します。

①利用者支援事業

市全域を対象として「鹿島市子育て支援センター」に利用者支援専門員を配置し、情報提供や相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行っていきます。また、保健センターに開設した「鹿島市子育て総合相談センター」では、妊娠期から子育て期にわたるまでの、切れ目のない支援を行っていきます。

②地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

本事業については引き続き、子育てに関する相談業務や保護者同士の交流の場を提供し、子育てにおける不安の軽減や仲間づくりの支援を行う子育てひろばの運営を行っていきます。また、親子で楽しめるイベントとして「ひろばのつどい」に取り組み、幼児期における子どもの心身の健やかな発達の支援に努めます。少子化や就労形態の多様化に対応し、気軽に子育ての相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの活動の支援のほか、関係各課との連携により親子のふれあいの場の創出に努めます。

③妊婦健康診査

妊婦健康診査については、安心して出産を迎えるため、母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの引き続きた支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取り組みを推進していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業

本事業は、乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後も子育てに関する情報提供や乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。



⑤養育支援訪問事業

本事業は、養育支援の必要な保護者にとっては重要な事業であり、今後も保護者の育児等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、保健、医療、福祉の行政機関、教育委員会等の関係機関・団体等で構成する「要保護児童対策地域協議会要保護児童部会」や子育て総合相談センターで情報共有し、養育に関する必要な支援の検討を行います。

⑥子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト）

本事業は、市外児童養護施設に受入体制があり、保護者等からの要望に応じて受入を行っています。保護者の多様な利用目的にも有用な支援サービスとして周知を図るとともに、児童虐待相談等を通じた保護者の育児疲れによる利用見込みを想定し、緊急的な一時利用やDV（ドメスティック・バイオレンス）により経済的に困窮している保護者への早急な対応を図ります。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、保育所までの送迎、外出時の一時預かり等、子育てについての助け合いを行う事業です。今後も事業実施の周知を図るとともに、市内のサポーター（登録会員）の更なる確保を目指し、必要な知識を身に付けてもらうための養成講座の開催、サポーター間の情報交換会など質の向上を図ります。

⑧一時預かり事業

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定）」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の2つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後も継続して保育が必要な保護者や、緊急時の預かりを必要とする保護者もいることから、引続き量の確保とともに、預かり時間中の安全・安心の確保のための人員の確保や設備等の充実を図ります。

⑨延長保育事業（時間外保育）

実績値では利用者数が減少しているものの、就労業種によっては時間延長の可能性やシフトの変動も考えられることから、今後も事業者と調整を図り適切な人員配置、保育士の勤務体系の確保のもと、延長保育事業の対応を図っていきます。

⑩病児・病後児保育事業

現在、他市町で受け入れ体制を確保しています。今後も一定程度の需要量の見込みがあることから、引き続き受入体制の確保を図っていきます。

⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業は、児童の自主性、社会性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

本事業の実施にあたっては、児童一人ひとりの特性や環境に十分配慮するとともに、学校や専門機関等と密に連携しながら支援を行います。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度未移行の幼稚園に在園する子どもの給食費（副食費に限る）は、本事業の補足給付により保護者の負担を免除することとなりました。

現在、本市内に新制度未移行幼稚園はなく、市外の当該施設を利用している児童もいないため本事業の実施予定はありませんが、今後利用者がいれば、事業者とも連携を図りながら給付事業を行っていきます。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

住民ニーズに沿った多様なサービスの提供や教育・保育の継続的な充足のためには、民間事業者の参入による多様な能力の活用が重要であると同時に、過剰供給を避け、事業者が採算性を確保し、経営の安定性を維持することも重要です。本事業は、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施することになり、今後必要があれば本事業の取り組みの検討を行っていきます。



4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが重要です。

本市においては、要保護者等対策地域協議会で定期的に情報交換及び防止対策の検討を行います。地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、虐待の早期発見と早期対応に努め、必要な場合には児童相談所へ早急に支援を求めるなど、関係機関との連携強化に取り組みます。

①相談体制の整備や関係機関との連携強化

虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関との連携および情報収集・共有により支援を行う要保護者等対策地域協議会の取り組みの強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の関係各課のほか、児童相談所、民生児童委員、保育所、学校、教育委員会、警察等、幅広い関係者が参加し、ネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応の実現のため、専門性を有する職員の配置や、講習会等への参加を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健診や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生児童委員やNPO等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用にも努めます。

地域の里親や児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援に

つながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子・父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

(3) 障がいのある子どもに対する施策の充実

障がいのある子どもが共に地域で成長していくためには、公的なサービスの充実とともに地域全体が障がいのある子どもに対する理解を深め、温かく見守っていくことが必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や早期療育の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健診や学校における健康診断等を継続して推進します。

現在、市心身障害児通園施設「すこやか教室」で、心身の成長や発達の遅れに心配のある就学前の子どもに対し、療育を通して、集団活動への適応や保護者への助言を行っています。これからも身近な地域で安心して生活できるよう、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供を図ります。

さらに、自閉症、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等の発達障害を含む障がいのある子どもについては、障がいの状態に応じて、幼稚園教諭や保育教諭、保育士の資質や専門性の向上を図るとともに、専門家等の協力も得ながら一人ひとりに適切な支援等を充実させることにより、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための必要な力を培います。

そのためには、乳幼児期を含め早期から教育、福祉、保健が連携した相談体制を整備し、発育相談、就学、進学、日常生活等について連携を活かした一貫した支援を行うことで子どもやその保護者に安心感のあるサポートを行います。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障がいに対する理解及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が不十分であることから、適切な情報提供を行うほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の連携に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等の施設あるいは地域型保育事業等は、関係機関との連携を図り、障がいのある子どもの受入れを推進します。

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

(1) 仕事と生活の調和のための働き方の見直し

子どもを生み育てやすい環境を推進するためには、子育て世代を社会全体で支える環境整備に取り組む必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ、国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、子どもを生み育てやすく、働きやすい職場の環境づくりのため、仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に連携し、育児休業取得や短時間勤務等の柔軟な働き方がしやすい環境整備の促進等を図ります。

(2) 事業主の取組の促進

仕事と生活のバランスがとれた働き方の見直しや、子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業をホームページや広報へ掲載して紹介する等、仕事と生活の調和を目指している企業への社会的評価の促進に努めるとともに、再就職しやすい環境づくりにも積極的に取り組む企業への支援等について、市独自の取組も含め検討します。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

ホームページや広報、様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する理解の促進や、仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

子育てに関する理解の促進等の周知を広げ、ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。またニーズ調査の結果（アンケート結果）のとおり、父親の就労形態の大半はフルタイム勤務ですが、一部で育児休暇取得の動きがあります。父親も積極的に子育てに参加できるようなイベントや講座の開催を計画するとともに、子育てに参加できる働き方の実現のため、男性の育児休業の取得促進や緊急時の休暇の取得等、職場や地域社会全体への意識啓発を推進します。

6. 計画の推進体制

(1) 関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、円滑な事務の実施を含め市内の関係各課間の密接な連携を図るとともに、国・県との間においても、必要な情報を共有し、相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する教育・保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町とも連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

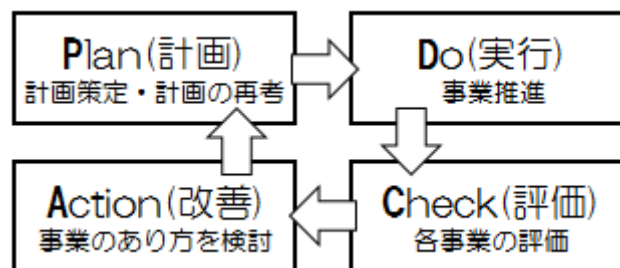
さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

また、就学前に幼稚園や保育所等を利用する子どもが円滑に小学校や放課後児童クラブに対応できるよう、相互の連携に努めます。

(2) 計画の達成状況の点検・評価

本市では、「鹿島市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況（教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。）等について点検、評価し、この結果に基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価していきます（PDCAサイクル^{*}による推進・管理体制の実施）。

【子ども・子育て支援事業計画にかかるPDCAサイクル】



◎子どもと子育てをする親を取り巻く環境は、社会情勢など時流に伴い変化していきます。本事業計画は理念だけのものにとらわれず、その時流に対応した現実的な事業計画として推進していくためには、きめ細かく進捗状況を行いながら計画を見直ししていくPDCAサイクルが不可欠となります。本市では上図のイメージに従い、計画を推進していきます。

※PDCAサイクル：事業活動における生産、品質管理などの管理業務を円滑に進める手法。

Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)を繰り返し、業務を継続的に改善する。